

解決！お金ゼミ

控除と税金をテーマに学んでいるお金の面々。2回目は扶養控除と医療費控除を取り上げます。発表者は宗羽士郎君。事前の準備でこの2つの控除に共通点を見つけたらしく、早く発表したいという気持ちです。

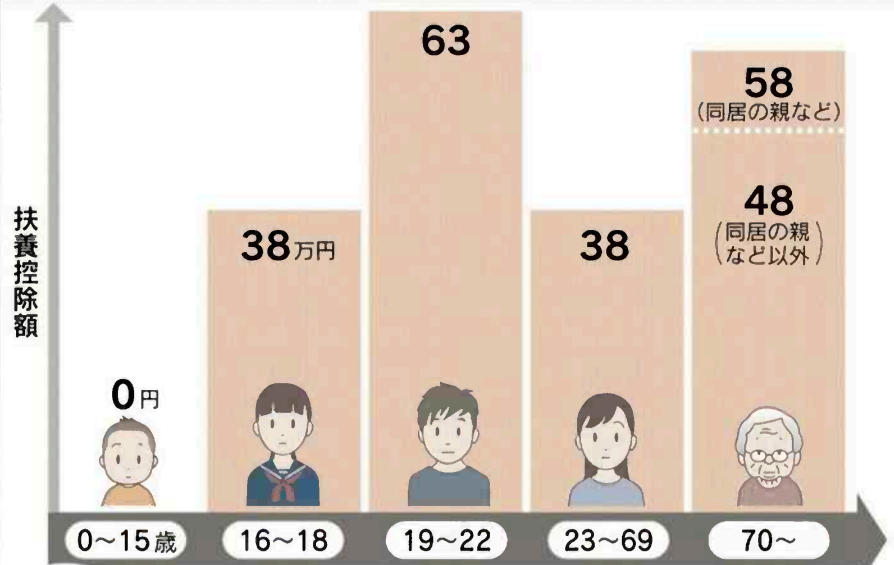
算 扶養控除と医療費控除を選んだ理由から説明してください。

宗羽 最初は扶養控除だけのつもりだったのですが、準備を進めるうちに気づきました。算先生、今回の隠れたテーマは「生計を一にする」とですね。

算 あら、いいところに気が付いたわね。でもまずはそれぞれの控除の内容からお願いします。

宗羽 はい。納税額は収入ではなく所得控除などを差し引いた課税所得が基になって決まり、扶養控除と医療費控除は所得控除の一種です。扶養控除は配偶者を除く親や子どもなど親族を養っている場合、所得から一定額を差し引きます。控除額は親族の年齢で決ま

扶養控除額は親族の年齢で異なる



(注)金額は親族1人当たり、生計を一にする場合

医療費控除の対象は？

○ なる	× ならない
<ul style="list-style-type: none"> 診療・治療が目的 骨折の治療 緑内障治療のための眼鏡 子どもの不正こう合のための歯列矯正 人間ドックで病気が見つかり、治療した場合 市販の風邪薬 通院時の電車・バス代 	<ul style="list-style-type: none"> 予防、健康増進、美容のため 美容整形 近視、乱視のための眼鏡 見た目のための歯列矯正 人間ドックで病気が見つからなかった場合 市販のビタミン剤

(注)一般的なケース

生計一緒なら別居も対象

レジュメ

。扶養控除は親族1人当たり最大63万円
。医療費は税率高い人に合算すると有利

屋久仁 なぜこうした控除を認めているのですか。

宗羽 年収が同じでも世帯によって子どもがいて多額の教育費が発生したり、持病で医療費がかさんだりする場合があります。こうした負担の重い世帯は税金を支払う余裕が乏しいとして、社会的な配慮の観点から認めています。

屋久仁 なるほど。それで「生計を一にする」はどう関係するのですか。

宗羽 実は2つの控除の対象になる親族は「生計を一にする」ことが条件なのです。大まかに言うと、生活費や療養費、学費などを同じ財布で賄っている状態のことで「同一生計」とも言います。

屋久仁 同居していることが条件ですか。

宗羽 いいえ。例えば子どもが学生で親元を離れて一人暮らしをしている場合でも家賃や生活費、学費などを親のお金に頼っているば同一生計と認められます。高齢の親が別居している子どもも同様です。生活費を親に送りつけている場合はどうなるのですか。

宗羽 税理士法人エム・エム・アイ(東京・品川)の代表社員、高橋節男さんは「複数の世帯と同一生計にはできないので一人に決

める必要がある」と話しています。実質的に生活費を負担しているのはだれかといったことを目安に当事者同士で話し合うのが一案になりそうです。

算 扶養控除も医療費控除も生計を一にする親族が対象ですが、違いもありませんね。

宗羽 はい。扶養控除の対象になる親族は所得が38万円以下で、給与所得控除の65万円を考慮すると年収では103万円以下であることが条件です。一方、医療費控除は所得に条件はなく、扶養されているかどうかとも関係ありません。このため例えばフルタイムで働いている妻やアルバイト収入が多く扶養対象外になっている大学生の子どもでも、夫が医療費を負担している場合は合算できます。

算 家族のうち誰に医療費を集約するかもポイントですね。

宗羽 共働き夫婦なら課税所得が多く、所得税率の高い方にまとめるのが一案になります。節税効果が大きくなるからです。

屋久仁 控除を受けるためには確定申告をすることが必要ですね。

宗羽 その通りです。年末調整を済ませた会社員も申告をしなければなりません。申告する際は病院や薬局などから受け取った領収書も提出するので、普段から保管しておくといでしょう。

屋久仁 確かに医療費控除は対象になる支出も注意が必要だと聞きました。

宗羽 診療や治療が目的なら基本的に控除の対象になります。骨折して整形外科にかかったり、薬を処方された際に支払った代金などは合算できます。

算 医療費控除を申請するには年間10万円超の支払いをした場合と考案がですが、必ずしもそうではありません。所得が200万円未満の人は所得の5%を超えた分から対象になります。例えば2015年の女性の平均給与は276万円、所得ベースだと175万2000円です。この場合、5%に相当する8万7600円を超える分から控除を受けられます。



医療費控除、市販医薬品も

税理士・ファイナンシャルプランナー 田中 卓也さん

医療費控除は風邪薬や解熱剤など市販の医薬品も対象です。17年からは特定の一般用医薬品の購入費が年1万2000円を超える場合に控除が受けられます。医療費が10万円を超えず通常の医療費控除を受けられなくても、特例を受ければ控除の対象になります。予防接種や定期健康診断などを受けていることが必要です。健康の維持増進と疾病予防に一定の取り組みをしている証拠となるからです。(聞き手は藤井良憲)